

令和4年第10回 東浦町教育委員会定例会議事日程

令和4年10月20日(木) 午後1時15分

東浦町勤労福祉会館 会議室2

東浦町民憲章唱和

開 会

日程第 1 令和4年第9回定例会会議録承認

日程第 2 議案第34号 令和4年度（対象年度：令和3年度）東浦町教育委員会事務点検・評価報告書について 【各課】

日程第 3 教育長報告

日程第 4 教育委員報告 学校訪問（石浜西小学校・生路小学校）

日程第 5 報告第21号 令和4年第3回東浦町議会定例会における一般質問及び回答について 【教育部】

日程第 6 各課報告

閉 会

_____時_____分

次回

第11回定例会

令和4年11月17日(木) 午前9時30分

場所 東浦町役場 西会議室1（北側）

自由討議

議案第 34 号

令和 4 年度（対象年度：令和 3 年度）東浦町教育委員会事務点検・評価
報告書について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、資料 1 のとおり令和 4 年度東浦町教育委員会事務点検・評価報告書を議会に提出するものとする。

令和 4 年 10 月 20 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、提案するものである。

令和4年9・10月 教育長報告

(行事報告)

【日 付】	【報 告 内 容】
9月21日（水）	学校経営会議
9月22日（木）	愛知県教育委員会特別支援訪問（卯ノ里小学校・北部中学校）
9月26日（月）	議会最終日
9月28日（水）	行政経営会議 ネーミングライツ締結
9月29日（木）	教務主任会議
10月3日（月）	学校訪問（石浜西小学校）
10月4日（火）	コミュニティスクール打合せ
10月5日（水）	知多地方教育事務協議会 TRC来庁
10月6日（木）	卒業バイキング打合せ 日本福祉大学付属高校報告
10月8日（土）	駅伝選考会
10月11日（火）	教頭会議
10月13日（木）	学校訪問（生路小学校）
10月14日（水）	駅伝打合せ
10月17日（月）	五町教育長会
10月20日（木）	戦没者追悼式 第10回教育委員会定例会 東浦町教育懇談会

令和 4 年
第 3 回東浦町議会定例会
一般質問及び回答

質問者（質問順位 2） 杉下 久仁子 議員

1. 学校保健の在り方を問う

（1）今年5月6日以降、東浦町教育委員会・東浦町学校保健会から保護者向けに「健康診断の実施方法についてのお願い」というプリントが児童生徒を通じて配布された。この内容は、「より正確に心臓の病気や背骨の曲がり、胸郭の様子を診断するために、お子様のプライバシーに十分配慮したうえで、今後、段階的に上半身脱衣による内科検診を行います。」というものであった。小学生は今年度から令和6年度にかけて、中学生は7年度から9年度にかけて実施していくとのことだが、プリントを受け取った保護者から不安の声が上がっている。

プリントにはただし書きとして、やむを得ず脱衣での健康診断を受けられない場合の相談を受け付けることも書かれているが、集団の中で同調を求められたり、専門家である医師からの意見に反論できずに、自分の意思に反して脱衣を行う児童生徒もいると考える。

現在の健康診断でも下着をつけない状態で上着（ジャージ等）を着て、健診時に前を開け医師に診てもらう方法とのことで、その方法でも特に女子児童生徒は嫌悪感や恥ずかしさがあるとも聞いている。

正確な診断は確かに必要だが、今回のプリントの文章では半分強制されているように解釈される保護者も少なくない。ジェンダー平等やLGBTの理解が求められている現在において、児童生徒の意思を尊重するのであれば、「無理に脱ぐ必要はない」と伝えたり、子どもの意思を積極的に知ることが求められると考える。

ア. 配布された内容の、内科検診を完全に上半身脱衣の状態で行う方法とした経緯と理由は。

イ. 東浦町教育委員会・東浦町学校保健会から保護者に向けた「健康診断の実施方法についてのお願い」のプリントは、すべての小中学校には配られていないが、その理由は。また、配られた学校と配られていない学校はそれぞれどこか。

ウ. 保護者に対し、現在の内科検診の方法を新学年に上がるごとに伝えているか。

エ. 脊柱側弯症や漏斗胸といった思春期に進行するタイプの病気のリスクと合わせて、脱衣でなくてもタンクトップ等の肌着を着た状態でも診断は可能だということ、より正確に診察してもらいたい場合には上半身脱衣での診断を選べること、また、診察が異性の医師であることもあり得ることを毎年度、説明するよう健康診断方法の再検討を求めるが見解は。

【回答】アの「内科検診を完全に上半身脱衣の状態で行う方法とした経緯と理由」については、小中学校の内科健診において、正確な検査及び診察の実施を可能にするためには、脱衣で実施しなければ、発見が難しい病気もあります。

特に、脊柱側弯症や漏斗胸といった病気は、思春期に進行するタイプの病気、症状が進むと痛みが出たり、場合によっては手術が必要となることもあ

り、児童生徒本人や家族にとって将来的に大きな負担となる可能性があります。

平成 18 年には、大阪府能勢町（のせちょう）の学校健診で脊柱側弯症の内科健診を実施しなかったことから病気の発見が遅れ、その発見が遅れたことにより完治する見込みが少なくなり、訴訟となった事例があります。

そうした苦しい思いをする児童生徒がひとりでも少なくなるよう、教育委員会として統一的な方針を定める必要があり、令和 3 年度の 1 年をかけて医師と教育委員会と学校とが、時間をかけて話し合ってきました。

次に、イの「保護者に向けた「健康診断の実施方法についてのお願い」のプリントは、すべての小中学校には配られていないが、その理由は。また、配られた学校と配られていない学校はそれぞれどこか。」については、既にプリントを配っている学校としては、卯ノ里小学校、森岡小学校、北部中学校、西部中学校の 4 校です。まだ、プリントを配ることができていない学校としては、藤江小学校、生路小学校、片葩小学校、石浜西小学校、緒川小学校、東浦中学校の 6 校です。

まだ、プリントを配ることができていない理由としては、既に脱衣での内科健診が実施できているためといった理由であったり、今年度は準備期間であり、来年度以降に実施する予定であったりといった理由が挙げられます。

次に、ウの「保護者に対し、現在の内科検診の方法を新学年に上がるごとに伝えているか。」については、保健だよりにおいて、診察する項目、日程については、毎年度伝えていますが、内科健診の詳細な方法までは、保護者に十分に伝えられていませんでしたので、今後は、新学年に上がるごとにお知らせしていくことを検討します。

次に、エの「脊柱側弯症や漏斗胸といった病気のリスクがあること、脱衣の可否を選べること、診察が異性の医師であることもあり得ることを毎年度説明するように健診方法の再検討を求めることへの見解」については、脱衣による内科健診が、児童生徒の意思に反してまで強制されるものではないことは、教育委員会としましても当然のこととの認識でいます。実際に、学校においては、保護者からの申出により脱衣の程度について配慮をしたうえで、内科健診を実施していますので、現時点では、内科健診の方法を再検討することは考えていません。児童生徒本人や保護者へは、脊柱側弯症や漏斗胸といった思春期に進行するタイプの病気のリスクがあること、脱衣による内科健診が強制されるものではないこと、診察が異性の医師であることもあり得ること、といった内科健診の内容を継続して説明していくことで、児童生徒本人や保護者が共に納得したうえで内科健診に臨んでいただきたいと思います。

（２）経済的な理由などから生理用品を入手することが困難な人が増え、「生理の

貧困」として社会問題にもなっている。

生理用品を必要とする児童生徒が安心して学校生活を送るため、トイレへの生理用品設置は必要と考える。知多半島 10 市町のうち、半田市、武豊町、南知多町では設置が進んでいる。

本町の小中学校では現在、生理用品は保健室配布を行っており、その理由は児童生徒の状態を把握するためとしている。しかし、生理用品をトイレに設置したとしても、利用した後に保健室へ立ち寄ってもらうよう促すことも可能である。改めて、トイレへ生理用品の設置を求めるが実施するかどうか見解を伺う。

【回答】現在、学校における生理用品の配布方法としましては、児童生徒自らが保健室まで取りに来てもらうこととしています。生理用品を取りに来る児童生徒のなかには、生活困窮や虐待などの問題を抱えている児童生徒が少なからずいることも想定されることから、頻繁に生理用品を取りに来る児童生徒に対しては、養護教諭が声掛けをする体制としています。

女子トイレには「生理用ナプキンがなくて困っている人は、保健室に来てください。」という貼り紙をしたり、女子児童生徒に対する生理用品に関しての指導のなかで、生理用品の配布が可能であることを児童生徒に広く知らせています。

こうした理由から、現在のところ、トイレへ生理用品の設置はしておりませんが、養護教諭や児童生徒等の意見も踏まえながら、今後も配布方法や配布場所を検討していきます。

(3) 健康診断の方法や生理用品の設置は直接、子どもたちに関わることである。

子どもの権利を保障する子どもの権利条約第 12 条では子どもの意見表明権を定めており、日本ユニセフ協会によるその抄訳では「子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利を持っています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません」とされている。

日本が 1994 年に子どもの権利条約を批准している点からも、子どもの権利を保障する考えは。

【回答】子どもたちが子どもたち自身に関わることを判断する際には、子どもたち同士の考えや意見を聴いたり、話し合う機会を設けたりすることができれば、健康診断の方法や生理用品の設置を始めとする自分自身に関わることに對し、より理解を深め、自主的に物事を判断していく能力を養っていく良い機会になると考えています。

健康診断の方法や生理用品の設置にあたっては、子どもたちや保護者の意見も聴きながら、学校と子どもたちとが対話を通じて相互に理解を深めていく過程が大切であると考えます。

教育委員会としまして、学校と連携し、子どもの意見を十分に尊重できる体制づくりに取り組んでいきたいと考えています。

質問者（質問順位 3） 向山 恭憲 議員

1. 小中学校の教員の多忙化対策と教育体制の改善を

（1）本町小中学校教員の長時間勤務（長時間残業）の現況について伺います。

ア. 教員の多忙化状態の要因の一つに、担当業務の種類・量の多さもあるのではないかと考えます。教員の所管事務といった見方をした場合の業務には授業の他にどのような業務があるのか、その内容（項目）を伺います。

イ. 昨年、愛知県教育委員会は国の法改正を受け、時間外勤務（残業時間）の上限を月 45 時間、年間 360 時間とする規則・方針を定めていますが、達成できていない教員が多数いることが明らかになっています。

本町の残業時間管理における規則・方針の内容とその達成状況を伺います。また小学校と中学校との差異状況及びその要因を伺います。

ウ. 時間外勤務低減の目標達成に向けた改善活動の状況と内容を伺います。

また、達成状況の評価・検証から得られる問題点・課題及び対策の方策や改善計画等について伺います。

【回答】アの「教員の授業の他にどのような業務があるのか、その内容」についてですが、まず 1 つ目に授業準備です。授業を行う際、何も準備をせず行うことはできません。授業の前に教材研究を行い授業に臨む準備をします。2 つ目に、学習評価や成績処理です。宿題等出題すれば、その点検を行います。図画工作・美術作品や日記、総合的な学習の時間での成果を掲示する際には朱書きをいれて評価することもあります。また、授業を行えば添削等を行い、評価を付けていきます。学期末、学年末には通知表および、指導要録の作成を行いますので、作成のための資料を蓄積していきます。

3 つ目に、学校行事等の準備・運営、地域行事等への参画等があります。行事は全校又は学年の児童生徒で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、集団や社会の形成者として求められる資質・能力を育成することを目指すものです。儀式的行事、文化的行事、健康安全・体育的行事、遠足・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事といった各行事において、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して、それぞれの学校行事の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、児童生徒が主体的に考えて実践できるようになるよう教師が寄り添い指導を行います。

4 つ目に、進路指導です。進路指導は、受験という進学指導のみではなく、将来の自分について様々な機会も用いて指導していく必要があります。職業調べ学習や、職場体験活動も進路指導の一つです。進路に関しては、多くのことを生徒自身が考え判断できるよう指導していきます。そのために、進路指導を学級活動、総合的な学習の時間、各教科指導の中で行う必要があります。

す。

5つ目に、支援が必要な児童生徒・家庭への対応です。児童生徒同士のトラブルがあれば、その対応を行います。また、心配な児童生徒に関する相談や情報共有をしたり、保護者への連絡相談等の対応をしたりします。

いじめ、不登校、自殺、暴力行為・非行行為、貧困・児童虐待、障がい、外国籍の児童生徒等様々な支援が必要な児童生徒・家庭への対応があります。一つ一つの事案に対し、一人で対応するのではなく、学年主任、生徒指導担当、管理職等を交えチームで対応する必要があります。

大きく5つの業務の説明をしましたが、その他にも、日々、給食指導、清掃指導、中学校では部活動の指導も行っています。

また、学校を円滑に運営するために必要な校務分掌がそれぞれの教員に割り振られています。

次に、イの「本町の残業時間管理における規則・方針の内容とその達成状況、また小学校と中学校との差異状況及びその要因」についてですが、令和3年4月1日から施行しております東浦町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則及び方針の内容については、愛知県の規定に倣い、規則では在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限を1か月について45時間、1年について360時間としています。

また、教育職員が児童、生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に業務を行わざるを得ない場合には、1か月について100時間未満、1年について720時間を上限とする等の規定も定めています。

方針では規則に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、在校等時間の上限の考え方や把握方法、労働法制の遵守及び教育職員の健康確保、事後的検証、学校における働き方改革の推進等を定めています。

達成状況、また小学校と中学校との差異状況及びその要因については、昨年度、時間外勤務が月45時間を超過した教職員について小学校では51.7パーセント、中学校では42パーセントとなっております。また年間360時間を超過した教職員について、小学校では73パーセント、中学校では72パーセントとなっております。授業準備、学習評価や成績処理、学校行事等の準備、支援が必要な児童生徒・家庭への対応、中学校ではさらに、部活動指導、進路指導が入ってきます。経験の少ない教員が経験のある教員に比べ時間がかかる傾向にあります。

次に、ウの「時間外勤務低減の目標達成に向けた改善活動の状況と内容」についてですが、各校校長の指導の下、行事の精選、各種会議の削減等時間外勤務の縮小に向けて取り組んでおります。できることから削減を進めております。また、働き方改革という名の下、教職員一人一人の意識も少しずつ

変わってきています。

教職員の思い、児童生徒の思い、保護者の思い、地域の思いを調整しながら少しずつ変えているところです。教育委員会としましても、学校環境整備員や理科実験支援員、教科等特別指導員、学校生活支援員を配置することで指導しやすい環境となるよう対応してきました。今後は、教職員の増員、悉皆で行っている調査を抽出で行うなどの工夫ができるよう愛知県教育委員会に対して働きかけていきます。

問題点・課題及び対策の方策や改善計画等についてですが、先ほど述べさせていただいた通り、少しずつ変化しているところでありますので、一気に変えることができないのが課題であります。また、タブレット端末の導入や新型コロナウイルス感染症対策等新たな課題が重なってきており、具体的な改善計画を立てることが難しい現状です。その中でも、スポーツ庁及び文化庁の部活動の地域移行に関する検討会議で提言があるように、休日の部活動に関しては令和5年度から令和7年度末を目途に移行するよう通達がありますので、確実に準備を進めていきます。

(2) 教員の多忙化の要因として、教員数が不足しており教員実数と学校の業務量にミスマッチが起きていることも要因とも言われています。

ア. 本町での教員不足数の状況（小学校、中学校別に）を伺います。

イ. 教員数不足の対応策として、教員経験者や教員免許取得者等による非常勤教員や教員補助者の採用等が考えられます。これらを含めた教員数不足への対応策を伺います。

【回答】アの「本町での教員不足数の状況（小学校、中学校別に）」についてですが、各学校に配属される教員の定数は、学級数に応じて決まっています。また様々な学校状況により加配という形で教員が配置されています。まず、定数に関しては、本町では不足しておりません。しかし、小学校では2校でそれぞれ定数1に対して勤務時間が週19時間20分の再任用ハーフ教諭を2名で割り当てる形を取っているため、担任業務を任せることができず校務主任が担任を兼ねています。また、育児短時間勤務2名の補充がされていません。育児短時間勤務補充がないことで、校務主任が担任をしたり、校務主任と二人で担任をしたりしています。

加配としては、特別支援学級に在籍していないけれど、支援を必要とする児童生徒にソーシャルスキルを身に付けるため別室での指導を行う通級指導教諭が1名、様々な困難を抱える児童生徒の支援を行う教諭が1名、教科担任を行う教科専科教諭が1名、きめ細かい指導を行うための少人数指導授業教諭が2名未補充となっています。通級指導については、町内他校の通級指導担当教諭でカバーをしている状況であり、児童生徒支援、教科専科、少人数指導授業については、きめ細かい指導の機会が少なくならないよう各学校

で教員の配置の工夫をしている現状です。

中学校では1校において再任用ハーフ教諭2名で定数1名という配置になっています。また、1校において育児短時間勤務1名の補充がされていません。中学校では教科担任制のため、教科の授業を指定された時間内で配置することがしやすいため、現状では対応できております。

次に、イの「教員数不足の対応策」についてですが、7月に教員免許更新制が廃止され、失効されたものが再度授与申請を行うことで教員免許が有効となります。そのための情報を広報「ひがしうら」9月号に掲載しました。また、重ねて講師登録のお願いを掲載しております。

産休および育児休業等を取得した場合、臨時的任用教諭を補充することができます。しかしながら、現在フルタイムで教職についていただける講師が不足している現状があります。その為、本来ならフルタイムでの任用となる場所に非常勤講師を任用することで教員を確保しています。

(3) 教員の多忙化問題については、学校教育体制の見直しも議論されています。文科省からもこうした観点からの学校教育体制の改善・改革の指針・方針が示されています。以下について本町での推進状況を伺います。

ア. 公立小学校の5、6年生を対象とした「教科担任制」が本年度から始まります。文科省は外国語（英語）、理科、算数、体育の4教科について優先的に導入することを促しています。

小学校の「教科担任制」について、本町での採用にあたっての問題点・課題と対応策及び本町での採用計画を伺います。

イ. 公立中学校の運動系部活動改革を検討するスポーツ庁は、2025年度末を目標に休日の部活指導を地域のスポーツクラブや民間のジム等に委ねる「地域移行」を推進するとしています。少子化の進展に加え、教員の長時間勤務解消が喫緊の課題で、学校単位での部活動運営は困難になるとの判断。文化庁からも文科系部活動についても同様の改革を推進するとしています。

部活動指導の「地域移行」の実施形態はいろいろ考えられます。本年1月開催の本町教育フォーラムでも意見交換がされました。本町での部活動指導の「地域移行」の実現への問題点・課題と対応策及び本町での推進計画を伺います。

ウ. 長時間勤務の解消に向けた個別改革事例として、宿題をなくした学校があります。岐阜市立岐阜小学校が本年5月、ドリルやプリントなどを一律に課す形の宿題を廃止しました。児童自ら必要だと思う勉強や趣味、地域活動の時間に充ててもらうのが狙いとのこと。校長は「形式的な宿題の意味を問い直し、自ら進んで学ぶ力を育てたい」と語っています。賛否両論ある中で、教員、PTAや地域との協議を重ね、宿題廃止を実施。子どもたちや保護者の受け止めはおおむね好評とのこと。子どもにとっても、保護者にとっても、教員にとっても、長期休暇時や日々の宿題の在り方についての見直しや改革は必要なことではないでしょうか。本町小中学校

での「宿題の廃止」の実現に向けた問題点・課題及び対応策等を伺います。

【回答】アの「小学校の「教科担任制」を本町で採用するにあたっての問題点・課題と対応策及び本町での採用計画」についてですが、現在本町では外国語の専科教員を各校に配置しています。そのため、3・4年生の外国語活動もしくは5・6年生の外国語については、教科担任で行っています。中には外国語の免許のある教頭・教務主任もいるため、そういった学校はさらに教科担任で行っています。各校、高学年になるほど音楽を教科担任で行っています。書写、理科、図画工作、家庭科等において教科担任制で行っているところがあります。中には同じ学年内で教科の交換を行い、一部教科担任を工夫して増やしている学校もあります。

小学校の教科担任制で専門性を生かした指導を行うことは学ぶ児童にとっても、教える教師にとっても有用です。また、教師にとっては授業準備の短縮にもつながります。

問題点と課題についてですが、現在小学校においては教科のバランスを意識した配置はされていません。教科担任制を行った場合、専門免許のない教科を教えることにもなり得る状況です。また、定数が現在クラス数で決まっているため、教科担任制のための人員を増やすところまで行き着いていません。つまり、例えば理科と図画工作を担当するなど複数教科を指導せざるを得ない状況となってしまいます。先ほど述べさせていただいた教科専科がより多く配置されていかないと、中学校のような教科担任制での実施は難しいと考えています。現在のようにできる教科から少しずつ教科担任を増やしていく対応を今後も考えております。

次に、イの「本町での部活動指導の「地域移行」の実現への問題点・課題と対応策及び本町での推進計画」についてですが、国は令和5年度から令和7年度までを地域移行に向けた改革集中期間とし、国が示すガイドラインを基に、具体的な取組やスケジュール等を定めた推進計画を県や市町村へ作成するよう求めています。

その中で、令和4年度は、小中学生及び保護者のニーズ等を把握するアンケートの実施やスポーツ・文化団体、学校関係者等による協議会を設置し、地域における新たなスポーツ・文化的活動環境の構築等についての検討を開始するよう各市町村に求めています。

地域移行実施の問題点としては、受け皿となる指導者、団体・場所の不足、活動の責任の所在、また、指導者への謝金、運営費の費用がかかることなどの問題が挙げられます。

今後の課題については、指導者人材バンクの活用等による指導者確保や活動場所の確保・調整、活動における事故保障のための保険加入、活動費用に関する制度づくりや財源確保などが考えられます。

これらの課題に対し、現段階では不明な点も多いため、国や県等の動きを注

視しながら、取り組んでまいります。

本町としては、生徒の運動や文化的活動に継続して親しめる機会の確保及び多様なニーズに応じた活動の選択肢をつくることや、学校の働き方改革を推進し学校教育の質を向上させるため、最短で令和5年9月から休日の部活動を廃止し、新たに町内の中学生が参加可能で、地域の指導者等が指導を行う「町営クラブ（仮称）」を設立し、準備が整った活動から順次開始を目指していきたいと考えています。

これまでに、町内全中学校の校長及び部活動主任、学校体育担当校長、教育部課長等で構成する検討会を3回行い、方針案等を検討しているところです。今後につきましては、9月に行う児童生徒等へのアンケート結果や今後設置予定の協議会の答申を踏まえ、町の部活動地域移行の方針を教育委員会で決定したいと考えています。

また、推進計画についても県の推進計画に基づき作成し、改革集中期間に地域スポーツ・文化的活動に親しむ環境整備のための取組を着実に進められるよう努めてまいります。

次に、ウの「本町小中学校での「宿題の廃止」の実現に向けた問題点・課題及び対応策等」についてですが、まず宿題について本町では目の前にいる児童生徒のことを考えて出題されていると認識しています。過剰な量を課すことは夏休み期間も含め行っていません。いつも一斉に同じ宿題を出すことは検討する必要があると考えています。学習習慣を身に付けるための宿題、自分の興味関心を深めるための宿題、学び方を身に付けるための宿題等きちんと意義を考えて実施すべきものです。児童生徒自身が選択し、どのような問題に取り組むか決定できる力を向上させるべきと考えております。

「宿題の廃止」や「定期テストの廃止」、「通知表の廃止」等は働き方改革の一つの手段であると考えます。そのためには、まず教員の中での積極的な議論が必要です。また、その意義を丁寧に保護者に説明していくことが大切であると思います。やめるにしても続けるにしても議論を活発にする中で決定していくことが求められます。したがって、教育委員会として様々な情報を提供していきますが、あくまでもその選択は学校に委ねられるべきものと考えています。

質問者（質問順位 5） 山田 眞悟 議員

1. どこまで続くのかコロナ感染拡大被害

（3）小中学校の授業方法、運動会などの対応を問います。

【回答】小中学校の授業においては、主体的・対話的で深い学びとなるよう、感染対策を取りながら進めております。現在は、国及び愛知県より学校生活に制限を設ける必要のある緊急事態宣言等発出されていないため、活動に制限をすることなく授業を行っております。

運動会につきましては、5月に小学校4校、6月に小学校1校開催しています。開催時の感染状況に応じ、また各小学校の運動場の状況に応じて参観保護者数を制限して実施したり、観戦区域を分けたりしております。一日日程で行った小学校1校については、昼食を家族とともに取るのではなく、教室に戻って取る対応をしております。今後行う小中学校については、状況に応じた対応を取ることができるよう準備を進めています。

質問者（質問順位 6） 米村佳代子 議員

1. 愛知県指定・東浦町指定文化財等、郷土資料館の保存・活用について
（1）東浦町指定文化財のうち、愛知県指定文化財の絵画「絹本著色弁財天像、絹本著色諸尊集会図」、書跡「紙本墨書正法眼蔵写本」の3点（所有者・乾坤院）及び東浦町指定文化財の工芸「正宗短刀・長船長刀」（所有者・入海神社）は、町外にて保管されています。何年（西暦）より、何処で保管されているか、その保管場所となった経緯を伺います。

【回答】愛知県指定文化財の絵画2点と書跡1点は乾坤院が所有しており、現在は名古屋市博物館へ寄託され保管されています。東浦町指定文化財の工芸2点は入海神社が所有しており、熱田神宮宝物館へ寄託され保管されています。

指定文化財は所有者による管理となっており、資料の寄託についても所有者が相手方の了承を得て決めているため、これらの文化財がいつから、どのような経緯で寄託されているのかは把握しておりません。

（2）第6次東浦町総合計画4章「人を育み、人を活かすまちづくり」郷土の歴史、文化財の保存・活用、「郷土資料館を中心として郷土の歴史、文化財の保存・活用を推進します。」とあります。これまで、町外所在、町外所蔵文化財を含めた企画展・特別展が開催されています。近年の急激な気候変動により、文化財等の劣化、損傷の危険性が増しています。歴史的価値の高い文化財を守り、後世に伝えていくため、適切な保存活用施設の整備が必要です。文化財保存のため、郷土資料館内の展示ケース内の温度・湿度・照度や露光時間調整など、適切な条件を保った設備環境で公開されているか、また、収蔵庫の防火性能及び、空調設備や換気設備（サーキュレーター等による）、空気循環など、展示ケース内・郷土資料館内収蔵庫内の管理体制の整備を求め、検討を伺います。

【回答】常設展示室内の展示ケースは展示室内の空気が出入りする作りになっており、温度湿度は展示室と同等に保たれています。照明はLEDへ取り替えを完了し、資料に影響がある紫外線の影響を減らしています。また、防虫対策として年2回くん蒸を実施しています。

収蔵庫については、郷土資料館内には民具の収蔵庫、特別収蔵庫などがあり、資料によって収蔵場所を決めています。特別収蔵庫は耐火性能と空調設備を有しており、寄託品など特別な管理が必要な資料を収蔵しています。なお、当館には、安定した温度湿度管理が可能な特別展示室はないため、常設展示室のスペースを活用して企画展を実施しています。

過去に指定文化財を借用し企画展で展示した際は、館内の空調で対応し、資料によっては展示期間を限定するなどして、資料に対し注意を払いながら展

示を実施しています。

温度・湿度・照度などを安定的に管理して展示を実施するためには、特別展示室の新設が必要になりますが、それには大規模な施設改修が必要であるため現在のところ計画はありません。今後も、現在の施設環境で可能なことを工夫しながら展示していきたいと考えています。

（３）文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対し、「文化財の本質的な価値が毀損されないよう十分に留意する」必要があると附帯決議（平成 30 年 5 月）に示されています。また、「二 文化財の保存及び活用が適切に行われるためには、文化財に係る専門的知見を有する人材の育成及び配置が重要であることを踏まえ、専門人材の育成及び配置について、国及び地方公共団体がより積極的な取組を行うこと。」とあります。緒川地域には、歴史的景観の緒川村郷蔵（未指定文化財）があります。また、文化財保護法の一部を改正する法律（平成 31 年 4 月）には、2.地方登録制度の新設に地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財等以外の文化財でその区域内に存するもののうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録できることとする。

（文化財保護法第 182 条第 3 項関係）とあります。専門知見を有する人材の育成及び配置と、郷蔵を登録文化財（国や自治体の指定とは別に、所有者が自ら申請することで登録される文化財。規制は比較的緩やかで、外観を大きく変えなければ改修や改装が認められる。）とすることを望みますが、対応を伺います。

【回答】専門知見を有する人材の育成及び配置については、現在、資料館には学芸員資格を有する職員が 4 名在籍しており、資料の収集、保管や、企画展、講座などを開催しています。

専門的な知見が必要となる場合については、その都度その分野に精通する先生や文化財保護審議会で見解を伺い業務を行っています。

学芸員には専門性を高める研修を受けさせる等の育成を行っていますが、広範囲にわたる専門的な知識を網羅することは難しく、本町の規模ではすべての分野に精通した人材を育成・配置することは困難であるため、必要に応じて専門家に助言いただくなどして対応してまいります。

登録文化財については、平成 8 年に建造物を対象とした国の文化財登録制度が制定され、建築後 50 年を経過した歴史的建造物のうち一定の評価を得たものが登録されています。

登録文化財の基準としては、国土の歴史的景観に寄与しているもの、造形の規範となっているもの、再現することが容易でないもの、の 3 点が挙げられており、所有者からの登録申請、国の文化審議会での諮問・答申を経て国の

登録文化財として登録されます。

地方の文化財登録制度は令和4年4月1日に施行され、地方公共団体においても登録文化財を設けることができるようになりました。現時点では東浦町文化財保護条例で指定文化財を定めていますが、登録文化財については定めていないため、町の登録文化財制度はありません。また、地方の登録文化財に対する国の補助は現在のところありません。

緒川村郷蔵についてですが、郷蔵の現状は、建物の屋根の雨漏りのため屋根の野地板や垂木が腐食しており、建物の状態はよくありません。劣化により屋根に上れず雨漏りの修理もできない状況です。また、郷蔵西側の町道拡幅計画があり、地区からは移設の要望も出ています。

郷蔵の今後の取り扱いについては、劣化の状況及び道路拡幅のため、現況のままで修復を施して保存することは難しく、曳家工法での移築もできないと専門業者から聞いています。移築を行うには、解体をして作り直すこととなりますが、使用できる部材も少なく、新築復元にならざるを得ないこと、費用が多大になることから現実的ではないと思われます。いずれにしても、今後、解体は避けられないと考えています。

なお、今年度中に郷蔵の調査を予定しており、どのような建物があったのかを記録に残す作業を行います。同時に町文化財保護審議会で意見を伺いながら、今後の方向性を検討していきませんが、郷蔵が置かれている状況から、国の文化財への登録は現在のところ考えておりません。

質問者（質問順位 8）前田 明弘 議員

1. 風水害における児童・生徒の登下校の指導と学校や保育園における救急車の搬送について

（1） 7 月 12 日の大雨時の下校時における教育委員会の指示と各小中学校の対応及び保護者連絡等の状況について伺う。

【回答】大雨時の下校時における教育委員会の指示については、年度当初に各小中学校に対して通学路等の安全を確保した上で下校、通学路の通行が危険な場合や気象状況により帰宅が困難な場合は学校待機という通知を出しています。通学路等の安全を確保した上で下校の際は、原則として集団で下校、必要に応じて保護者への引き渡しを指示しています。

各小中学校の対応については、小学校 3 校と中学校 2 校は個人懇談会のため、大雨前に給食後下校、残りの小学校 4 校についても下校時刻の際には大雨を避けることができ、通常の下校をしています。中学校 1 校については、部活動を途中で切り上げての通常下校となり、大雨と下校時刻が重なってしまったと確認しています。

保護者連絡等の状況については、小学校全校と中学校 2 校は、大雨前に下校をしているため、保護者への連絡はしていません。大雨時の下校となった中学校 1 校のみ、生徒の帰着時刻に合わせて保護者連絡をし、生徒が無事に帰着しているか確認いただいたと報告を受けています。

（2） 令和 4 年度の各小中学校の学校経営案における安全指導の重点と防災・警備に関する計画との連携について伺う。

【回答】学校経営案での安全指導の重点と防火・防災警備に関する計画については関連付けを意識して記載しています。この連携をより具体的に示すものとして、危機管理マニュアル(危険等発生時対処要領)を作成しています。各小中学校においては、児童・生徒等の安全確保を図るため、生活安全、交通安全、災害安全の視点でそれぞれの危険発生時に職員が講じるべき措置の内容や手順を定めています。

（3） 東浦町が策定している「東浦町地域防災計画・水防計画」等に沿ってさまざまな事態が想定される。学校では教職員や児童・生徒にどのように安全指導されているのか伺う。

【回答】各小中学校の校務主任が中心となって、前述した危機管理マニュアルを作成しています。教職員への安全指導は、年度当初に危機管理マニュアルを教職員に配付し、共通理解をしています。また、随時更新をし、緊急時の対応の変更についても共有をしています。児童・生徒への安全指導は、生活安全として防犯や熱中症対策についての訓練や講話の実施、交通安全とし

て交通安全教室や街頭監視活動の実施、災害安全として風水害、地震、火災避難訓練を実施し、災害時の対応について指導をしています。

(4) 令和4年4月から7月までに児童・生徒、また園児が、学校及び保育園から救急車で搬送された事例について伺う。

【回答】小中学校の児童・生徒につきましては、「授業中や部活動、休み時間のけが」が6件、「病気による発作」が2件、「交通事故」登校時が3件、下校時が2件の計13件です。公立保育園につきましては、「呼吸困難」になった園児に、誤飲の可能性があったことから救急車で搬送された事例が1件ありました。

(5) 救急車搬送について、保護者への連絡方法と教職員や保育士への共通理解と共通行動の状況について伺う。

【回答】保護者への連絡方法は、学校では「家庭連絡票」、保育園では「園児引渡カード」により事前に確認している連絡先の保護者に電話連絡しています。

教職員や保育士への共通理解については、学校・保育園ともに、事案の発生後速やかに打ち合わせを行い、経緯などを報告、職員間で情報共有を図るとともに事故発生原因等の分析をし、同様の事故の回避方策を検討していきます。

また共通行動については、学校では「危機管理マニュアル」、保育園では「保育安全マニュアル」に従い、事案発生時に子どもの状況に応じて、応急処置を行うとともに、119番通報、保護者への連絡等を迅速に行います。

令和4年度 学校教育課報告

令和4年10月

児童生徒数(10月1日現在)

(人)

学校名	性別	特	1年	特	2年	特	3年	特	4年	特	5年	特	6年	特	合計
藤江小学校	男	4	36	2	21	5	25	4	25	1	23	1	23	17	153
	女	1	31	3	30	2	27	1	33	1	33	0	28	8	182
	計	5	67	5	51	7	52	5	58	2	56	1	51	25	335
生路小学校	男	2	24	0	29	2	25	1	30	1	20	0	28	6	156
	女	1	31	0	37	0	25	2	23	0	27	0	23	3	166
	計	3	55	0	66	2	50	3	53	1	47	0	51	9	322
片葩小学校	男	2	27	1	36	0	36	1	33	0	45	1	36	5	213
	女	0	26	0	36	2	30	0	32	1	31	1	37	4	192
	計	2	53	1	72	2	66	1	65	1	76	2	73	9	405
石浜西小学校	男	3	37	1	45	1	44	1	44	3	40	1	45	10	255
	女	1	32	1	38	0	30	0	42	2	36	1	46	5	224
	計	4	69	2	83	1	74	1	86	5	76	2	91	15	479
緒川小学校	男	2	40	2	40	0	23	3	50	6	53	2	42	15	248
	女	1	45	1	51	0	38	1	58	0	34	1	52	4	278
	計	3	85	3	91	0	61	4	108	6	87	3	94	19	526
卯ノ里小学校	男	2	21	2	33	3	26	2	23	2	16	3	33	14	152
	女	1	27	1	16	0	27	0	17	0	25	0	24	2	136
	計	3	48	3	49	3	53	2	40	2	41	3	57	16	288
森岡小学校	男	2	35	1	37	2	39	4	48	2	35	1	28	12	222
	女	1	36	2	47	0	24	0	29	1	40	0	39	4	215
	計	3	71	3	84	2	63	4	77	3	75	1	67	16	437
小学校計	男	17	220	9	241	13	218	16	253	15	232	9	235	79	1,399
	女	6	228	8	255	4	201	4	234	5	226	3	249	30	1,393
	計	23	448	17	496	17	419	20	487	20	458	12	484	109	2,792
東浦中学校	男	7	134	4	133	5	109							16	376
	女	2	152	2	120	4	129							8	401
	計	9	286	6	253	9	238							24	777
北部中学校	男	1	82	3	69	2	84							6	235
	女	1	76	0	78	1	93							2	247
	計	2	158	3	147	3	177							8	482
西部中学校	男	1	28	1	27	3	24							5	79
	女	1	30	1	26	0	33							2	89
	計	2	58	2	53	3	57							7	168
中学校計	男	9	244	8	229	10	217							27	690
	女	4	258	3	224	5	255							12	737
	計	13	502	11	453	15	472							39	1,427

(特別支援は内数です)

要保護・準要保護児童生徒数

(人)

学 校 名	9 月		8 月	
	要保護	準要保護	要保護	準要保護
藤 江 小 学 校	0	17	0	17
生 路 小 学 校	0	20	0	20
片 葩 小 学 校	0	17	0	17
石 浜 西 小 学 校	2	101	2	101
緒 川 小 学 校	0	36	0	38
卯ノ里 小 学 校	0	27	0	27
森 岡 小 学 校	0	30	0	30
小 学 校 計	2	248	2	250
東 浦 中 学 校	0	88	0	88
北 部 中 学 校	0	46	0	46
西 部 中 学 校	0	18	0	18
中 学 校 計	0	152	0	152
総 計	2	400	2	402

長期欠席者数

(人)

学 校 名	9 月	8 月
藤 江 小 学 校	1	0
生 路 小 学 校	0	0
片 葩 小 学 校	3	0
石 浜 西 小 学 校	8	0
緒 川 小 学 校	1	0
卯ノ里 小 学 校	1	0
森 岡 小 学 校	4	0
小 学 校 計	18	0
東 浦 中 学 校	19	0
北 部 中 学 校	12	0
西 部 中 学 校	6	0
中 学 校 計	37	0
総 計	55	0

いじめ認知件数

(件)

学 校 名	9 月	8 月
藤 江 小 学 校	2	0
生 路 小 学 校	1	0
片 葩 小 学 校	0	0
石 浜 西 小 学 校	0	0
緒 川 小 学 校	1	0
卯ノ里 小 学 校	0	0
森 岡 小 学 校	0	0
小 学 校 計	4	0
東 浦 中 学 校	2	0
北 部 中 学 校	1	0
西 部 中 学 校	1	0
中 学 校 計	4	0
総 計	8	0

その他

特になし

【要保護・準要保護児童生徒への就学援助の内容】

- ・学用品費
- ・新入学学用品費(新小中1年)
- ・給食費
- ・林間学校費(小5、中2)
- ・修学旅行費(小6、中3)
- ・卒業アルバム代等

※要保護は修学旅行費、卒業アルバム代等のみ支給

【長期欠席者数】

休業日を除いて引き続き7日間出席していない児童生徒の数(入院、一時帰国、不登校等)

【いじめ認知件数】

当月1日までに報告された、前月中に新規で認知したいじめ防止対策推進法で定義されている「いじめ」の件数

「いじめの定義」:「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

小中学校の主な行事予定(令和4年11月)

	曜日	行事名等	備考
1	火		
2	水		知教協幹事会(13:30～)
3	木	文化の日	
4	金		町現職教育研究会
5	土		
6	日		
7	月	林間学校(生路小学校)	
8	火	林間学校(生路小学校)・学校訪問(西部中学校) 修学旅行(石浜西小学校)	
9	水	修学旅行(石浜西小学校)	
10	木		
11	金		
12	土		産業まつり
13	日		産業まつり
14	月		
15	火		
16	水		教育支援委員会(13:15～)
17	木		教育委員会定例会(9:30～)
18	金		
19	土		
20	日		
21	月		
22	火		いじめ問題対策連絡協議会(14:00～)
23	水	勤労感謝の日	
24	木		
25	金		
26	土		
27	日		
28	月		
29	火		
30	水		

令和4年度
11月分予定献立表(案)

東浦町学校給食センター

20回		献立名		備考
日	曜			
1	火	麦ごはん 牛乳	さばのねぎソース 肉じゃが 青菜のおひたし	
2	水	白飯 牛乳	レバー入りつくね(小1、2年1個、小3～2個、中3個) さつま焼き芋 豚汁	
4	金	ナン 牛乳	米粉のキーマカレー 焼きウインナー みかんポンチ アーモンド小魚	
7	月	麦ごはん 牛乳	キャベツ入りメンチカツ 豚肉の柳川風 黄桃のシロップ煮	
8	火	白飯 牛乳	鮭の塩こうじ焼き 煮みそ こまつなのおかか和え	
9	水	ロールパン 牛乳	照り焼きれんこんハンバーグ チリコンカン 海そうサラダ	
10	木	白飯 牛乳	めひかりフライのレモンソースかけ(小1,2年1尾、小3～2尾、中3尾) 卵の花の炒り煮 のっぺい汁	
11	金	麦ごはん 牛乳	ショーロンポー(小1、2年1個、小3～2個) 生揚げの中華煮 野菜のしそひじきあえ	
14	月	金芽ロウカット玄米入りご飯 牛乳	さつまいもコロッケ 切り干し大根の炒め煮 とり団子汁	
15	火	麦ごはん 牛乳	ビビンバ(肉・卵) ビビンバ(野菜) 春雨スープ ヨーグルト	
16	水	白飯 牛乳	さばの八丁みそ煮 豚肉と大根の煮物 りんご	
17	木	中華めん 牛乳	野菜たっぷりラーメンの汁 焼き豚 バンバンジーサラダ	
18	金	大根葉ごはん 牛乳	おじゃこ(揚げ物) さつまいものごまあえ あかもく入りつみれ団子のすまし汁	食育の日
21	月	白飯 牛乳	まだかとレバーの甘辛 野菜とツナのアーモンドあえ さつま汁	
22	火	黒ロールパン 牛乳	鶏肉のハーブ焼き(小1,2年1個、小3～2個) 花野菜のクリームシチュー パイナップルのシロップ煮	
24	木	麦ごはん 牛乳	あなごの蒲焼き丼 大豆とひじきの炒め煮 八杯汁 型抜きチーズ	和食の日
25	金	麦ごはん 牛乳	いわしのしょうが煮 みそおでん 野菜の香の物あえ	
28	月	麦ごはん 牛乳	チヂミ マーボー豆腐 野菜のナムル	
29	火	白飯 牛乳	さんまのみぞれ煮 すき焼き風煮 みかん	
30	水	五穀ご飯 牛乳	愛知のしそ入り鶏春巻き 野菜のごまあえ 湯葉とたまねぎのすまし汁 一口洋なしゼリー(小・中2個)	

令和4年度 生涯学習課の事業報告・事業計画

10月 事業報告

1 文化センター、地区コミュニティセンター事業

- ・ 7日（金）家庭教育講演会【中止】
- ・ 30日（日）親子ふれあいイベント「ひがしうら探検隊 in 生路・藤江」
- ・ 文化センター 秋の星空天体観測、モノもあなたも輝くお片づけ講座
ソフトテニスをはじめよう、託児付きかんたんおやつ
ママと赤ちゃんのためのベビーマッサージ&バランスボール講座
体験！実感！プログラミング教室、鉄道ジオラマ運転

2 図書館事業

- ・ 2日（日） MLA 連携講座「鳥瞰図を学ぶ～服部徳次郎コレクション～」
- ・ 8日（土） よむらびコンサート「アイリッシュ・ミュージックに親しむ～フィドルとアイリッシュハーブの音色～」
- ・ 30日（日） ぬいぐるみお泊り会

3 郷土資料館事業

- ・ ミニ企画展 だんつく獅子舞～龍頭面と祭礼～（10/2 まで）
- ・ 秋の企画展 四季の風景展～郷土ゆかりの画家たち～（10/15～11/13 まで）
- ・ 20、27日（木） 四季の陶芸教室（秋）ろくろ・手びねり
- ・ 22日（土） 干支づくり教室・ランプシェード教室

11月 事業計画

1 文化センター、地区コミュニティセンター事業

- ・ 6日（日） ミュージックフェスティバル
- ・ 文化センター ためになる終活セミナー、モノもあなたも輝くお片づけ講座
託児つきかんたんおやつ、ソフトテニスをはじめよう
ママと赤ちゃんのためのベビーマッサージ&バランスボール講座
体験！実感！プログラミング教室
- ・ 地区コミ 絞り染め教室（森岡）、初心者ヒンメリ講座（石浜）
初心者バレトン教室、多肉植物の寄せ植え教室（卯ノ里）

2 図書館事業

- ・ 1 日（火） 読書感想画審査会
- ・ 3 日（木） 於大公園 d e 図書館
- ・ 12 日（土） ～ 図書館のリサイクル
- ・ 26 日（土） 消しゴムはんこ作り講座

3 郷土資料館事業

- ・ 秋の企画展 四季の風景展～郷土ゆかりの画家たち～（10/15～11/13 まで）
- ・ 3、10、17 日（木） 四季の陶芸教室（秋）ろくろ・手びねり
- ・ 4、11、18 日（金） 古文書教室（秋）
- ・ 5 日（土） 干支づくり教室・ランプシェード教室

その他

- ・ 石浜コミュニティセンター

空調改修工事のため、10 月 31 日（月）～11 月 7 日（月）まで貸館中止

- ・ 郷土資料館

空調改修工事のため、11 月 22 日（火）～年末まで臨時休館

令和4年度スポーツ課事業報告・事業計画

◇10月事業報告

1 スポーツ教室

1日（土）女性ストレッチ&エアロはじめ8教室

2 スポーツ推進委員会

4日（火）スポーツ推進委員定例会

15日（土）第3回モルック体験会

19日（水）スポーツ推進委員知多地区役員会（南知多町総合体育館）

3 第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会

8日（土）第3回代表候補選手選考会（あいち健康の森公園）

14日（金）第3回実行委員会（はなのき会館研修室）

4 生涯スポーツ振興

1日（土）「救急法実習」普通救命救急 ～AED実習と心肺蘇生について～
半田消防署 東浦支署員

8日（土）スポーツイベント 体力測定会〔運動能力テスト〕
（メディアス体育館ひがしうら）

15日（土）第3回モルック体験会（メディアスひがしうら第1グラウンド）

18日（火）第4回学校部活動の地域移行検討会（はなのき会館研修室）

29日（土）「育てよう！子どもたちのカラダとココロ！生きる力！」
ゆふ接骨院 鈴木 真子 氏

5 スポーツ少年団

23日（日）愛知県スポーツ少年団バレーボール男子交流大会
（メディアス体育館ひがしうら）

◇11月事業計画

1 スポーツ教室

12日（土）子どもなわとび低学年教室、中・高学年教室 2教室

2 スポーツ推進委員会

1日（火）スポーツ推進委員定例会

12日（土）スポーツフェスタ東浦（産業まつり会場内・東浦中体育館）
＜ビーチボールバレー、カローリング等6種目＞

26日（土）ウォーキングを楽しもう（新田地区）

- 3 第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会
24日（木）第2回説明会（テレピアホール）
- 4 生涯スポーツ振興
スポーツ指導者養成講習会（メディアス体育館ひがしうら）
19日（土）「子どものスポーツ傷害」
F C刈谷チームドクター 医療法人社団大須賀医院
おおすが整形外科 院長 大須賀 友晃 氏
26日（土）「目を輝かせながらスポーツに取り組む子どもを育てるために」
名古屋学芸大学 ヒューマンケア学部教授
浅田 謙司 氏
- 5 知多北地区社会体育連絡協議会
2日（水）第2回担当者会（東海市役所）
9日（水）第2回理事会（東海市商工センター）

◇その他

- ・体育館トイレ改修工事 10/11～1月末 トイレ使用不可（日曜休工）
- ・10月1日（土）ネーミングライツ愛称使用開始